

静間川水系
河川整備基本方針
(素案イメージ)

平成27年6月

島根県

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

- ①流域の概要
- ②治水事業と現状
- ③河川利用の現状
- ④河川環境の現状

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- ①洪水による災害発生の防止又は軽減に関する事項
- ②河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項
- ③河川環境の整備と保全に関する事項
- ④河川の維持管理に関する事項

2. 河川の整備の基本となる事項

- (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
- (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項
- (3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項
- (4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

(参考図) 静間川水系図

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

①流域の概要

静間川は、島根県の中央部に位置する大田市を流れる中小河川で、その源を三瓶山（標高 1,126m）に発し西流し、忍原川、安谷川、銀山川、三瓶川、笹川などの支川を合わせながら日本海に注ぐ、幹川流路延長 20.16km、流域面積 169.9km²の二級河川である。

静間川流域は島根県大田市と邑智郡美郷町の 1 市 1 町からなり、支川域のごく一部を除き大部分を大田市が占める。流域の地形は、南東側に標高 1,126.4m の三瓶山があり、……。また、河口には河口砂州が発達し、河口から約 2.0km は感潮域になっている。

流域の地質は……。鉱山や温泉など多くの地下資源に恵まれている。

流域の気候は、日本海側気候に属し、比較的温暖であるが平野部と山間部ではかなりの温度差がある。年平均降水量は、下流域では 1,700mm 程度であるが、上流域では 2,000mm を超える。年平均気温は 14～16℃である。

流域の土地利用は、山地が約●%、水田・畑が約●%、宅地が約●%、その他が約●%である。

静間川流域には、東西に国道 9 号、南北に国道 375 号が走り、海岸沿いには JR 山陰本線が通っており、古くから石見と出雲の中継点として発展してきた。流域の南西部には鉱山・産業遺跡として世界遺産登録された石見銀山遺跡が、南東部には大山隠岐国立公園に属する三瓶山がある。支川銀山川沿いには重要伝統的建造物群保存地区に指定された大森の町並みをはじめ、鉱山遺跡と自然環境が一体となった貴重な文化的景観を形成している。また、三瓶山周辺は、三瓶山自然林として昭和 44 年に国の天然記念物に指定されたほか、平成 16 年には山麓で発見された縄文スギの巨木林である三瓶小豆原埋没林も指定されている。また、静間川河口の近藤ヶ浜には、日本海側西限となるハマナス自生地が存在し、県の天然記念物に指定されている。

静間川流域には、石見銀山や国定公園三瓶山に関連した観光施設や温泉などが点在し、支川銀山川沿いには銀山街道を活用したウォーキングコースやサイクリングコースなどが設定され、隣接する温泉津地区とあわせた観光ルートの一部になっている。静間川と忍原川との合流点付近には石見国一宮の物部神社があり、古来より文武両道、鎮魂、勝運の神として崇められている。

流域（H22 旧大田市域）の人口は、……。

流域（H22 旧大田市域）の産業は、第三次産業が約 63%で最も多く、次いで第二次産業の約 26%、第一次産業の約 11%となっている。静間川流域は陶土に恵まれ、古くから窯業が盛んであり、特に石州瓦^{せきしゅうがわら}は日本第 2 位の生産力を誇る地場の伝統産業となっている。

②治水事業と現状

静間川流域は、明治以前から昭和後期にかけて度々洪水被害を受けている。特に、昭和 47 年 7 月の洪水では、20 戸を超える家屋の全壊流失、700 戸以上の家屋浸水が発生する大災害であった。また、昭和 50 年 7 月の洪水では、三瓶川をはじめ各河川の至るところで決壊し、死者 2 名、14 戸の家屋全壊流失、768 戸の家屋浸水の洪水被害が発生している。その他にも昭和 39 年、昭和 46 年、昭和 52 年などの大洪水により、浸水被害を被っている。

静間川の治水事業は、昭和 26 年より中小河川改修事業として実施され、本川静間川は、河口地点における計画高水流量を 1,230m³/s と定め、河口から久利町行恒地先 (L=5,600m) までの間、また、支川三瓶川は、静間川合流点における計画高水流量を 300m³/s と定め、静間川合流点から大田町大田地先相生橋 (L=3,900m) までの間をそれぞれ築堤、掘削、護岸等を施工している。その後、昭和 47 年に中小河川改修事業の変更が行われ、本川静間川は、改修区間が川合町南地先 (L=10,150m) まで延伸された。また支川三瓶川は静間川合流点における計画高水流量を 390m³/s と変更された。

中小河川改修事業完了以降も、平成 2 年に「静間川水系工事实施基本計画」(壩基準地点における計画高水流量 1,270m³/s) を策定し、洪水調節、流水の正常な機能の維持および水道用水の供給を目的とした三瓶ダムの建設に着手し、平成 9 年に完成している。

③河川利用の現状

河川水の利用については、古くから農業用水や水道用水として利用されているほか、水力発電に利用されている。・・・。

河川空間利用については、三瓶川の三瓶ダム上流部に親水公園が整備され、自然体験の場として利用されている。流域に漁業権は設定されていないが、河口域では釣り人の姿が見られるほか、・・・。

また、本支川の堤防沿いには広く桜並木が植えられており、春には花見が楽しめるほか、普段から散歩やジョギングコースなどにも利用されている。さらに、「川合の川遊び」などのイベントが開催され、地域の人々の交流の場になっている。

④河川環境の現状

源流から忍原川合流点付近までの上流域の河道は、集落の点在する山間部を流れる区間であり、瀬・淵が連続する溪流環境を呈す。河床は大礫を主体とし、部分的に岩盤が露出する。河川沿いの山地には、コナラ群落・アカマツ群落の二次林、スギ・ヒノキの人工林が多く分布し、河道内にはツルヨシやナルコスゲなどが生育している。魚類では

●●などが確認されており、……。鳥類ではキセキレイやカワガラスなどが確認されており……。

忍原川合流点付近から銀山川合流点付近までの中流域の河道は、兩岸に耕地が開け、早瀬と平瀬が交互に分布し、水衝部等に淵が形成されている。河床材料は礫を主体とし、交互に寄り洲が発達する。寄り洲にはツルヨシやセイタカヨシ群落が繁茂し、……。魚類では●●などが確認されており、……。鳥類ではホオアカ、セグロセキレイなど、両生類・爬虫類ではニホンイシガメ、ニホンスッポン、カジカガエルなどが確認されており、……。

銀山川合流点付近から三瓶川合流点付近までの下流域の河道は、流れが緩やかになり平瀬区間が続く。河床材料は砂・砂礫が主体である。水際にはヨシやツルヨシ、河岸には●●などが見られ、……。魚類ではアユや●●など、底生動物ではミナミヌマエビやモクズガニが確認されており、……。

三瓶川合流点付近から河口までの感潮域では、河道は大きく蛇行しながら流れ、湾曲部川裏や河口に砂州が発達している。河床材料は砂礫・シルトが主体である。湾曲部の砂州上には高木ヤナギ林やヨシ原が広がり、……。堤防法面にはウマノスズクサの生育も見られ、ジャコウアゲハの繁殖場となっている。魚類ではカマキリや●●など、底生動物ではテナガエビ、ミズレヌマエビなどの生息が確認されており、……。また、鳥類はシギ類、カモ類、オオヨシキリ、オオジュリンなどが確認されており、河口の干潟はシギ類などの餌場・産卵場に、河道内のヨシ原は多くの生物の生息場となっているほか、河口砂州はシロチドリの繁殖地として利用されている。一方でヌートリアやミシシッピアカミミガメ、ウシガエル、コブハクチョウなどの外来種の定着も見られる。

静間川の水質については、本川全域がA類型に指定されており、BOD75%値をみると、環境基準点である下流の正原橋、中流の川合橋において環境基準(2mg/l以下)を概ね満足している。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

本水系では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう社会基盤の整備を図る。また、流域及び河川の現状を踏まえ、歴史・文化との調和、自然環境と河川景観を保全、継承するとともに、良好な水質の維持、人々に親しまれる河川空間を維持していくため、関係機関や流域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら、治水・利水・環境に関する施策を総合的に展開する。

①洪水による災害発生の防止又は軽減に関する事項

災害発生の防止又は軽減に関しては、安全で安心な流域を目指し、河道整備によって100年に1回程度の確率で発生する規模の降雨による洪水から沿川地域を防御するため、自然環境を考慮しつつ、引堤および河道の掘削による整備を進める。

さらに、計画規模を上回る洪水に対しても、被害を最小限に食い止めるため、ハザードマップの活用や防災訓練への住民参加等により災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図るとともに、河川水位や雨量情報の提供、水防活動との連携、情報伝達体制及び警戒避難体制の整備、土地利用計画との調整等、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と協力して推進する。

②河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川水の利用に関しては、農業用水、水道用水などとして利用されているが、今後、水利用の実態把握に努め、水資源の合理的な利用の促進を図るとともに、動植物の生息・生育、景観等の観点から、水深、水面幅等の確保、維持に努めるものとする。

渇水等の被害を最小限に抑えるため、連絡、調整機能の充実を図り、被害状況に係る情報伝達体制の整備を関係機関及び水利使用者と連携して推進する。

③河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、これまでの地域の人々と静間川との関わりを考慮しつつ、治水・利水を含めた総合的な検討を実施し、流域的な視点から関係機関と協力して河川全体としての調和を図る。

上流域においては、溪流らしい流水環境の保全と周辺の山地等との横断的な連続性の確保に努める。

中流域においては、魚類が好む採餌の場としての瀬と、休息の場・洪水時の避難場としての淵の保全、川と触れ合う場としての水辺環境の保全に努める。

下流域・感潮域においては、ヤナギ林やヨシ原など生物の多様な生息・生育環境の保全に努める。特に、アユやカマキリをはじめとした回遊魚の遡上が可能となるよう、河川の縦断的な連続性の確保に努める。

また、河道工事においては、適切な技術的知見に基づき、できるだけ河川環境への影響の回避・低減に努めるとともに、必要に応じ代替措置を講じるなど、良好な河川環境の保全を図る。

④河川の維持管理に関する事項

河川の維持管理に関しては、河川工事と合わせ「災害の発生の防止」、「河川の適正な利用」、「流水の正常な機能の維持」及び「河川環境の整備と保全」の観点から、河川の有する多面的な機能を十分に発揮させるよう適切な管理に努める。河道内の樹林については、その治水及び環境上の機能を考慮した上で適正な管理に努める。また、外来種が確認されていることから、関係機関と連携し、現状把握に努める。

河川の利用については、流域の自然環境、社会環境からみた地域特性や地域のニーズを踏まえ、適正な河川空間の利用と保全を図るとともに、河川空間を安心して利用できるような確かな河川情報の提供に努める。

なお、河川の維持管理には、地域住民や関係機関との連携・協力が不可欠であることから、その体制づくりを推進するとともに、自然豊かな環境と河川景観に配慮し、河川美化、水質事故対応等に努める。

2. 河川の整備の基本となる事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

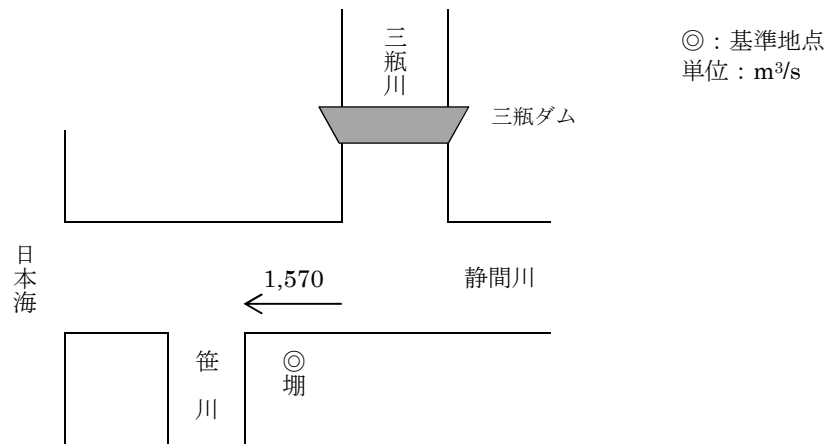
基本高水のピーク流量は、過去の洪水実績、洪水防御地域の人口、資産状況等の社会的重要度や県内バランスを考慮してピーク流量を基準地点（^{あづち} 壩）において $1,710\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち、流域内の洪水調節施設により $140\text{m}^3/\text{s}$ を調節し、河道への配分を $1,570\text{m}^3/\text{s}$ とする。

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設による調節流量 (m^3/s)	河道への配分量 (m^3/s)
しずまがわ 静岡川	^{あづち} 壩	1,710	140	1,570

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

静岡川における計画高水流量は、壩基準地点において、 $1,570\text{m}^3/\text{s}$ とする。



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

静岡川における主要な地点の計画高水位及び概ねの川幅は次のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	基準地点	河口からの距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)	概ねの川幅 (m)
しずまがわ 静岡川	^{あづち} 壩	1.7	+5.26	100

(注) T.P.：東京湾平均海面

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

静間川水系の既得水利権は、許可水利として農業用水、水道用水、消雪用水、発電用水があり、慣行水利として農業用水がある。

過去 18 年間の三瓶ダム地点の流況から、静間川の八日市橋地点の 10 年に 1 回程度の規模の渇水流量は $1.58 \text{ m}^3/\text{s}$ となる。

今後、洪水調節施設のない静間川において、動植物の生息・生育、景観等の観点から、水深、水面幅等の確保、維持に努めるものとする。

(参考図) 静間川水系図

